

## 女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する規則 パブリックコメントへの対応

### 1 意見募集期間

令和6年2月1日（木）から令和6年2月20日（火）まで

### 2 意見提出状況

1人 3件

### 3 提出された意見に対する考え方

対応区分	対応案
①	御意見の趣旨を踏まえ、規則に反映する
②	御意見の趣旨を踏まえ、取り組む
③	御意見の内容については、業務の参考とする

### 3 提出された意見に対する考え方

項目	意見	意見に対する考え方
1 全般	国の改正内容であり、全国統一的なもののため、特に反対する項目はない。速やかに規則を規定するべき。	② 速やかに規則を制定してまいります。
2 全般	都道府県の中には、条例制定に対する意見募集をしているところがある中で、静岡県として、規則に対するパブリックコメント募集を選択した根拠が不明。	③ 条例は基本方針等を定め、具体的な基準については規則で定めることとしているため、県民意見提出手続は具体的な基準が示されている規則について実施いたしました。
3 女性自立支援施設	<p>条例から詳しく解説してもらわないと県民は、ついていけない。</p> <p>調べたところ、女性自立支援施設は、都道府県に設置義務があり、市町にはない。ただし、政令指定都市には設置可能となっているようだ。</p> <p>調べないとパブリックコメント記入できないような仕組みは分かりにくい。解説集をパブリックコメント実施時に示すべき。</p> <p>市町との連携、政令指定都市の対応状況など、しっかりと県民1人、1人にわかるように周知徹底してほしい。</p>	③ <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項により、女性自立支援施設の設置主体は都道府県とされており、政令指定都市は設置主体とされておりません。なお、都道府県に女性自立支援施設の設置義務はありません。</p> <p>また、市町をはじめとする関係機関、民間団体と連携して、女性自立支援施設への入所から退所後の自立支援まで切れ目のない支援を実施してまいります。</p> <p>なお、パブリックコメント実施時の添付資料については、今後とも、県民の皆様に分かりやすい資料の提供について努めてまいります。</p>